

“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

## 「返金」のはずが「送金」に? 「〇〇ペイで返金します」に注意!

ネット通販で古本を購入し、代金を振り込んだが、「欠品のため、決済アプリで返金する」と連絡があり、指示に従ったところ、1万円を送金させられてしまった。

(相談者：50歳代 男性)

ネット通販の返金手続を案内するふりをして、逆に送金操作をさせる手口が増えていきます。「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、その場ではすぐに応じないようにしましょう!

### ⚠️ トラブル防止のポイント

- ☑ ネット通販を利用する際は、キャンセル、返品、返金のルールなどを確認!
- ☑ 販売業者の所在地や、電話番号を確認!
- ☑ 決済アプリの操作は自分の意思で判断!



～消費生活教室のお知らせ～

【問合せ先】「消費生活教室」担当電話 045-845-5640

令和7年6月16日(月) 13:30～15:00 「ラクで楽しい! 自宅と実家の片付け術」

磯子公会堂 講堂

令和7年6月24日(火) 13:30～15:00 「キッチンから食品ロスを減らす」

瀬谷区役所5階大会議室



横浜市消費生活総合センター 🔍 検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 **045-845-6666** (平日 9:00～18:00 / 土日 9:00～16:45)